令和7年7月29日

お知らせ

課名	岡山県美作県民局	
	健康福祉部真庭保健課	
担当	原田、林	
電話	0867-44-2990	

令和7年度第1回真庭圏域地域医療構想調整会議を開催します

岡山県真庭保健所では、真庭圏域の医療提供体制を確保することを目的に、 地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整を行うため、次により、 令和7年度第1回真庭圏域地域医療構想調整会議を開催しますので、お知らせ します。

記

1 日時

令和7年8月6日(水)13:30~15:00

2 開催方法

ハイブリッド開催(会場及びウェブ会議システム Zoom を使用予定)

※会場:岡山県美作県民局真庭地域事務所3階大会議室 真庭市勝山591

3 委員の構成

市町村、関係行政機関及び医療関係団体等(名簿のとおり)

4 議事内容

- (1) 2025年の地域医療構想について
- (2) 各医療機関から、今後の入院医療提供の方向性について
- (3) 意見交換

5 その他

本協議会は公開(一部非公開)とし、傍聴席を(5席先着順) 設けています。傍聴を希望される場合は、会議開催予定時刻までに会場受付にお越しください。受付開始時刻は会議開催時刻の15分前です。 先着順で定員に達し次第締めきります。

真庭圈域地域医療構想調整会議委員名簿

(任期:令和6年3月1日~令和8年2月28日)

(令和7年5月30日現在)

氏名	所属 · 役職名	備考
池田 文昭	真庭市医師会長	加力
金田 道弘	岡山県病院協会真庭支部長	
岡 孝一	真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業管理者・院長	
大國伸	真庭歯科医師会長	
湯浅 勇巳	岡山県薬剤師会真庭支部長	
長尾 由美子	岡山県看護協会真庭支部長	
藤元 智恵子	岡山県栄養士会真庭支部長	
杉本 喜美惠	真庭保健所管内愛育委員連合会長	
新家 紀子	真庭保健所管内栄養改善協議会長	
長田 正之	真庭市民生委員児童委員協議会長	
大美勝	真庭市消防本部消防長	
坂本 直美	岡山県介護支援専門員協会真庭支部長	
屋敷 福太郎	理学療法士会 代表	
飯嶋 信博	作業療法士会 代表	
樋口 竜悟	真庭市健康福祉部長	
柴田 清	新庄村住民福祉課長	
段利明	全国健康保険協会岡山支部企画総務グループ長	
池田 恵子	岡山県老人保健施設協会 (老人保健施設白梅の丘 事務長)	
藤井 美知子	真庭市老人福祉施設協議会(糊騰表人本一ム千耕 張)	
井口 大助	医療法人社団井口会総合病院落合病院 院長	
林 同輔	医療法人真庭慈風会津山中央まにわ病院 院長	
久野 裕輝	河本医院 院長	
山上 洋治	医療法人山上会まにわ整形外科クリニック 院長	
計	2 3名	
	<u> </u>	(順不同,勘私

(順不同・敬称略)

会議開催案内(一部非公開)

令和7年度第1回真庭圏域地域医療構想調整会議を次のとおり開催します。 なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和7年7月29日

真庭圈域地域医療構想調整会議

1 開催日時

令和7年8月6日(水) 13:30~15:00

2 開催場所

岡山県美作県民局真庭地域事務所 3 階大会議室 真庭市勝山591

- 3 議題
 - (1) 2025年の地域医療構想について
 - (2) 各医療機関から、今後の入院医療提供の方向性について
 - (3) 意見交換
- 4 非公開部分

議題(2)に係る部分

5 非公開の理由

医療機関の経営に関する情報を扱うため、真庭圏域地域医療構想調整会議設置要綱第6条第4項に該当

6 傍聴定員

5人

7 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。 会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
- (2) 受付開始時刻は当日13時15分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。
- 8 会場傍聴要領 別紙2のとおり
- 9 問い合わせ先

岡山県真庭市勝山591 岡山県真庭保健所保健課保健対策班 電話 0867-44-2990

審議会等の概要

	田城去寺の幌女
審議会等の名称	真庭圈域地域医療構想調整会議
設置根拠等	真庭圏域地域医療構想調整会議設置要綱
設置年月日	平成28年3月1日
委員数・任期	委員数 23名(男性 16名、女性 7名) 任期 2年 (令和7年5月30日現在)
所掌事務	(1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項 (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項 (3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項 (4) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画(地域医療介護総合確保基金の事業計画)に盛り込む事業に関する事項 (5) その他、目的を達成するために必要な事項
公開・非公開の別 (非公開理由)	原則として公開(ただし、岡山県行政情報公開条例第七条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、協議会の議決を経て、非公開とすることがある。)
開催実績等	令和元年度 4回(うち分科会1回) 令和2年度 0回 令和3年度 1回 令和4年度 2回 令和5年度 3回 令和6年度 3回
事務局担当課	岡山県真庭保健所保健課保健対策班 真庭市勝山591 電話番号 0867-44-2990

真庭圈域地域医療構想調整会議傍聴要領

真庭圏域地域医療構想調整会議の会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、非開示情報に該当すると認められる事項について審議等 を行う場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は5名程度(先着順)とします。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれか に該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 飲食すること
- (3) 私語、談話、拍手等をすること
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること
- (7) その他会議の妨害となるような行為をすること

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、 当該傍聴人を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。